



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長
大沼 加寿子

1. はじめに

令和5年度日本弁理士会副会長を務めております、大沼加寿子です。宜しくお願いたします。

コロナ渦の3年間、自分自身も、日本弁理士会も非常に制限された中で活動を続けてきました。しかし、3月にはマスク着用が任意となり、5月8日には新型コロナの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行します。水際対策も緩和され、街を歩けば多くの外国人観光客を見かけるようになりました。日本弁理士会も、4月からは、リアルで集合することを前提として活動をしています。もちろん、依然として新型コロナに感染する恐れは残っており、十分な注意を個人が払う必要があります。しかし、過去の3年間とは明らかに違う明るい雰囲気が街に漂っているのを感じます。

この原稿は4月に執筆をしており、担当の組織（附属機関・委員会）の諮問・委嘱事項が確定し、第1回の立ち上げが終わったところです。第1回こそWebのみでの開催となりましたが、第2回目以降はハイブリッド方式で開催をする予定です。会員の皆さんとの久々のリアル対面を非常に待ち遠しく感じています。

今年度の私の担当組織は、主担当が国際活動センター、意匠委員会、商標委員会、著作権委員会、知財プレゼンス向上委員会、東海会、副担当が広報センター、貿易円滑化委員会、業務対策委員会、四国会となります。次の項では、主担当の組織について、簡単にご紹介させていただきます。

2. 活動報告

【国際活動センター】

国際活動センターは、センター長の小西恵先生を中心に、国際業務について見識豊かな先生方で組織されています。総勢100人程の大所帯であり、非常に活発に活動を行っています。残念ながら、過去3年間は新型コロナ感染症の影響で国際会議への会員派遣や海外知財団体との交流等の活動が制限されてきました。本年度はこれら制限を受けていた活動が復活する予定です。日本弁理士会にも海外の知財団体等から来会の問合せが複数きており、4月にはAIPLA（米国知的財産法協会）が3年ぶりに来会し、クローズドミーティング、オープンセミナー、商標のワークショップ、レセプションを開催しました。レセプション後の恒例のカラオケには会場に入りきれない程多くの会員が参加し、久々のリアルを楽しんでいました。また、昨今話題の生成型AIについても、アメリカ知財業界における取扱事情等の情報を得ることができ、大変有意義な交流会となりました。

更に、6月には3年ぶりに開催される中華商標協会フェスティバルへ参加する予定です。ただいま、プレゼンテーションを行う先生方の準備メールが活発に飛び交っています。この他、WIPO（世界知的所有権機関）の国際会議等が予定されています。リアルならではの活発な議論をし、日本の知財制度の発信及び海外の知財制度の情報収集に役立てていくことを目指します。

【意匠委員会】

意匠委員会は、意匠法に関する法改正及び審査基準改訂、意匠制度の運用に関する検討及び提言を行う、いわゆる実務系委員会です。意匠法は、先般の法改正により、新たな保護対象として画像、建築物、内装が取り入れられ、関連意匠制度の拡充等々、従来制度と大きく変わっています。意匠委員会では、この改正に伴い、ここ数年新たな意匠制度の活用方法について検討し、会員への周知を図っています。本年度も引き続き同様の活動を行っていくと

ともに、内外からの意匠登録出願を増加させるための施策の検討も行います。更に、本年度は新規性喪失の例外手続の要件緩和に関する法律案が閣議決定されています。法案が国会を通過すれば審査基準 WG も開催されることになるため、委員会でも検討していく予定です。本年度委員長の石井隆明先生は率先して、JIPA（一般社団法人日本知的財産協会）をはじめとする外部団体との交流会・意見交換会を企画しており、この1年間が非常に楽しみです。

【商標委員会】

商標委員会は、商標制度、商標法の法改正又は審査基準の改訂に関する検討及び提言を行う、いわゆる実務系委員会です。3つの小委員会に分かれており、本年度は、法改正マターであるコンセント制度の導入に関する調査・検討、商標制度全般についての制度の導入と廃止の検討、国際会議等への対応を予定しています。その他に、経営センター・広報センターとともに行うデザイン・ブランド戦略プロジェクトチーム（PT）への参加、商標法に関する各種セミナーの実施等、非常に活発に活動を行っています。また、本年度は先に挙げたコンセント制度の導入に加え、氏名を含む商標についての法改正も予定されています。これらについては7月頃から審査基準ワーキング（WG）が開催される予定となっているため、商標委員会に所属している WG 員の先生と協力して検討及び意見出しを行っていく予定です。このほか、仮想現実空間における商品についての検討など、検討課題は多数あります。こうした課題について、本年度委員長の網野誠彦先生を中心に活発な議論が行われることと期待しています。

【著作権委員会】

著作権委員会では、コンテンツ保護・利用及びコンテンツビジネス、その他著作権に関する諸課題についての調査・研究を行っています。毎年、様々なコンテンツについて非常に有意義且つ興味深い検討を行っています。今年度は AI 著作物、メタバースに関する著作権の諸問題の検討を行う予定です。また、著作権判例の研究・会員への情報提供、委員会で作成した著作権に関する資料の継続的な見直し及び研修の企画、外部出版物への著作権記事の提供等、外部に向かって発信することを意識した活動を活発に行っています。本年度の委員長である高橋雅和先生を中心に、著作権分野における弁理士の知名度向上を図ることを目的として活動をしていってくださることを期待しています。

【知財プレゼンス向上委員会】

知財プレゼンス向上委員会は、企業に所属する弁理士、大学に所属する弁理士、特許事務所に所属する弁理士等からなる委員会です。委員会の名前の通り、知財プレゼンスを向上させるべく、種々の検討を行っています。本年度は昨年に引き続き、コーポレートガバナンスコード（CGC）、大学ガバナンスコードを念頭に置いた知財的課題について検討します。CGC とは、上場企業における統治指針のことです。2021 年に知的財産が取り入れられたことにより、企業における知財投資・活用戦略が重要視され、弁理士へのニーズも高まることが期待できます。

また、知財プレゼンス向上委員会では、経済産業省や文科省とも交流があり、通常の弁理士業務とは異なる角度からの知見を得ることができます。更に、本年度は近年の登録者数における組織内弁理士（いわゆる特許事務所以外に所属する弁理士）の比率が高くなっていることを受けて、日本弁理士会内における組織内弁理士の在り方についても検討する予定です。

【東海会】

東海会は、関東会、関西会に次ぐ大きな地域会であり、本年度の地域会会長村瀬裕昭先生のもと、非常に活発な活動を行っております。その活動内容も多岐にわたりますが、特に中小企業に対する知的財産の支援活動に力を注いでおり、スタートアップ企業については日本弁理士会本会よりも早く支援活動を始めています。本年度は執行理事に東海会所属の岩倉民芳先生、椿秀和先生がおり、お二人の助けを借りながら、本会と地域会との連携をより円滑に進めていきたいと考えています。

3. おわりに

メタバース（仮想空間・仮想現実）や NFT（非代替性トークン）をどのように知財で保護するか、生成 AI による生成物と知財など、昨今は知的財産に関する非常に熱い議論が交わされています。知的財産の専門家たる弁理士として、この1年間、時代の流れにのって、日本弁理士会のプレゼンスを高めるべく、活動をしていきたいと思っております。